

コンビナート事業所用
高圧ガス保安法関係
申請手続・検査受検の手引

令和 7 年 4 月 1 日

川崎市消防局予防部保安課

手引利用の留意点

1 手引の対象

この手引は、既にコンビナート地域内の事業所で高圧ガスに係わる事業に従事している方を対象に、日常業務で必要になる高圧ガス保安法の事務手続の解説をしています。

なお、新たにコンビナート地域内に事業所を開設する場合の手続については、保安課に直接御相談ください。

また、認定高度保安実施者に係る手続き等につきましては、目次17 認定高度保安実施者に係る手続き等をご参照ください。

2 代理申請について

申請及び届出は、原則として事業を行う者（代表者）が行うことになりますが、代表者の事務所（本社）が遠隔地にあるなどの場合は、事業所の代表者（例：工場長）による代理申請を認めています。

この場合、代表者の委任状を添付してください。

3 添付書類の両面利用について

申請、届出及び検査時の添付書類については、環境負荷の低減に配慮していただき、両面使用での提出に御協力をお願いします。

4 事前相談について

大規模改造工事や高圧ガス設備の移設・転用等を行う場合には、技術上検討すべき事項が多くなりますので、申請をする前に御相談ください。

【この手引きで使用される略語】

一般則	：一般高圧ガス保安規則
液石則	：液化石油ガス保安規則
コンビ則	：コンビナート等保安規則
特定則	：特定設備検査規則
試験則	：高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則
製造細目告示	：製造方法の位置、構造及び設備並びに製造方法等に関する技術基準の細目を定める告示
例示基準	：コンビナート等保安規則関係例示基準
石災法	：石油コンビナート等災害防止法

目次

本文

1	高压ガス製造施設等変更許可申請	1
2	製造施設完成検査	8
3	保安検査	10
4	高压ガス貯槽開放検査周期延長評価申請	14
5	高压ガス保安統括者等届	16
6	高压ガス製造施設軽微変更届	18
7	高压ガス製造施設休止届	21
8	特定高压ガス消費届	22
9	特定高压ガス消費施設等変更届	23
10	特定高压ガス取扱主任者届	23
11	危害予防規程届	24
12	高压ガス関係変更届	24
13	高压ガス製造設備等軽微変更報告	24
14	高压ガス製造保安責任者免状等交付	25
15	事故届	25
16	その他	26
17	認定高度保安実施者に係る手続き等	27

参考

参考1	変更許可申請明細書の例	29
参考2	ガス名別ガス処理能力表の例	31
参考3	技術基準一覧表の例	31
参考4	機器等一覧表の例	
(1)	機器一覧表の例	35
(2)	弁類一覧表の例	36
(3)	配管一覧表の例	36
(4)	計装類一覧表の例	36
参考5	定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて	37
参考6	軽微変更届明細書の例	38

様式集（別冊）

注1 本文中、「様式第○」は法規則で定める様式を、「コンビ参考様式第○号」はこの手引で定める様式を、「要綱第○号様式」は川崎市高压ガス保安法事務処理要綱で定める様式を示します。

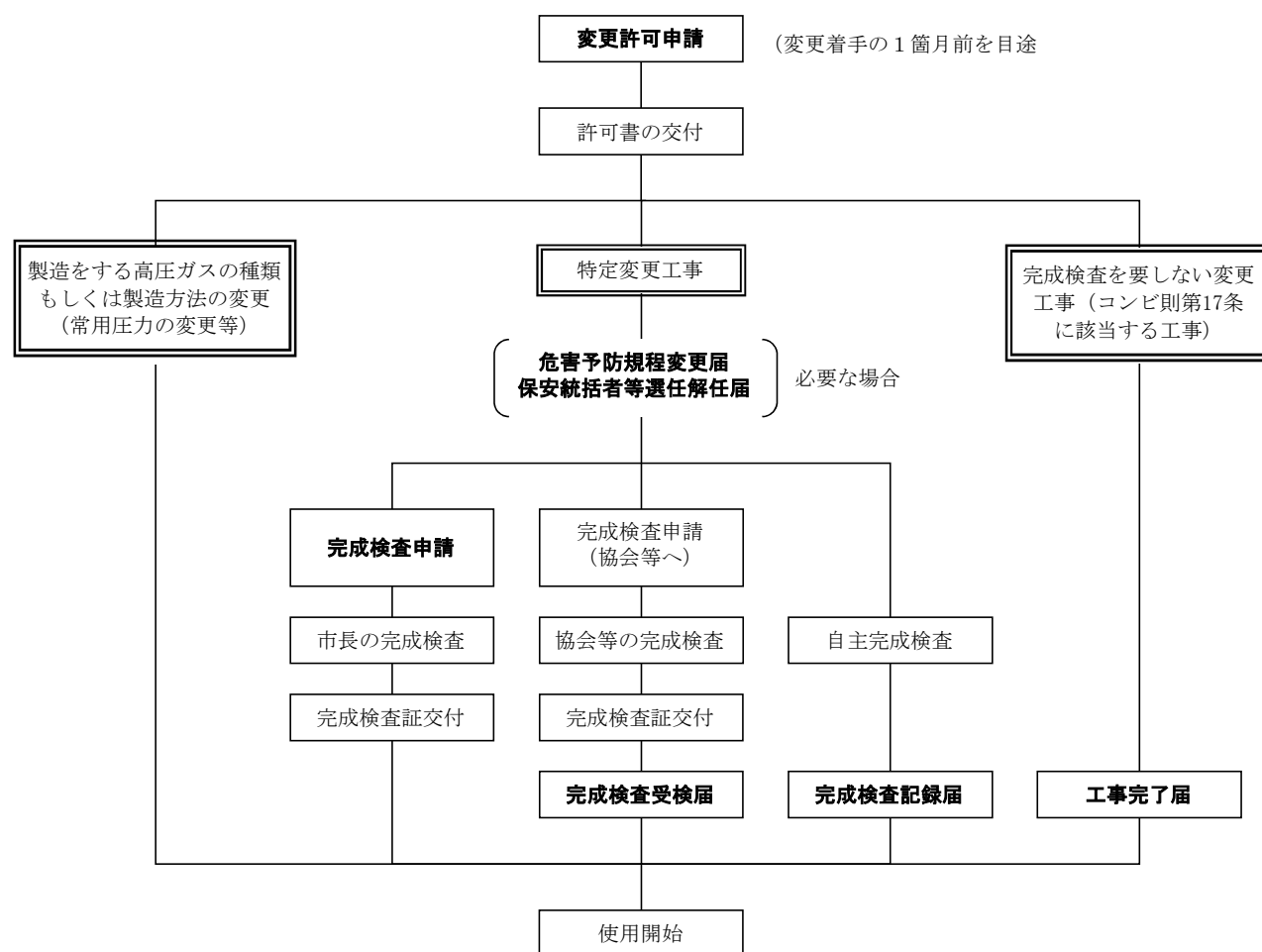
注2 添付する参考書類については目次を作成し、整理番号などを記載したインデックスを付して調整してください。

1 高圧ガス製造施設等変更許可申請

(コンビ則第13条)

高圧ガス製造施設や製造をする高圧ガスの種類、製造方法を変更する場合の手続きの流れは、次のフローチャートに示すとおりである。変更許可申請に必要な書類は、次頁以降に示すものを標準とし、申請は工事着工予定の1箇月前を目途に行う。なお、大規模な改修や処理能力の変更を伴う変更、耐震設計が必要な変更等については、原則として事前に相談すること。また、申請時に保安検査の方法を確認する場合があるので留意しておくこと。

【変更許可申請フローチャート】



注3 図中太字で示した手続きは、市長に対して行うものである。

【変更許可申請時の留意事項】

- 既に高圧ガスの製造の許可を受けた施設の一部を、第二種製造者として届出を行う場合、『高圧ガス製造設備等軽微変更報告書』（要綱第23号様式）と『高圧ガス製造事業届』（様式第2）の両方の届出が必要となる。また、必要に応じて危害予防規程の変更が必要になる場合がある。
- 高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る工事の全部又は一部（取りやめない事項に変更が生じないものに限る。）を取りやめようとする場合、『許可申請等取下げ・取りやめ届書』（要綱第26号様式）の届出が必要になる。

変更許可申請に必要な書類

項目	内容
ア 高圧ガス製造施設等変更許可申請書	様式第3 （コンビ則第13条関係）（注4） 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書きで施設名称を記載する。
イ 明細書（参考1）	（ア） 製造施設の名称 製造施設の名称を記入する。 （イ） 変更の目的及び内容 a 特定変更工事に該当する場合はその理由を明記する。 b 変更工事の目的及び内容を分かりやすく記載する。 c 独立した製造設備を追加で設置する場合は、その旨を明記する。 （ウ） 工程説明 変更部分に関連する製造工程を記載する。 （制御機構及び安全弁等の安全対策を含む。） （エ） 処理能力の増減（注5、6） a 処理設備リスト及びガス名別処理能力表（参考2）を添付する。 b 変更工事で処理能力の変更がない場合は、その旨を記載する。 （オ） レイアウト（石災法に定める施設地区の配置等） 該当（変更）の有無を記載する。 （石災法第5条に定める第一種事業所に限る。） （カ） 認定の取得状況 認定完成検査実施者や認定保安検査実施者などとして認められている場合にはその旨を記載する（参考1）。 （キ） 完成検査の方法 完成検査機関の名称（市長又は指定完成検査機関等）又は自主完成検査の実施の有無（認定完成検査実施者に限る。）を記載する。 （ク） 耐圧試験の方法（注7） 耐圧試験の方法を記載する。 （ケ） 耐震設計構造物（注8） 該当の有無を記載する。 （コ） 容器置場の新設・増設等 容器置場を新設・増設等する場合はその概要について記載する。 新增設等の場合は、次（サ）及び（シ）の項目を追加して記載する。 （サ） 処理能力フロー図 図により、各処理設備の関連を明らかにする。 例 <pre> graph LR Pump["(15MPa) ポンプ 200Nm³/日"] --- Junction1(()) Junction1 --- HE1["(7MPa) 熱交換器 80Nm³/日"] HE1 --- RT["(2MPa) 反応塔 80Nm³/日"] Junction1 --- HE2["熱交換器 120Nm³/日 (3MPa)"] RT --- End1(()) HE2 --- End2(()) </pre> （シ） コンビ則第5条第2号で定めるKW値の算出表 機器単位でKW値を記載する。

項目	内容
ウ 製造工程図	プロセス（圧縮、反応及び精製等）を示したもの（ただし、イの明細書に併せて記載できる場合は添付を省略できる。）
エ 処理・貯蔵能力計算書	高圧ガスの種類ごとに省令に定めるところにより計算したもの（ただし、イの明細書に併せて記載できる場合は添付を省略できる。） 製造施設単位で合計した処理量が1Nm³/日以上の場合は整数値に、1Nm³/日未満の場合は有効数字1桁に切り上げ
オ 技術基準一覧表	高圧ガス保安法第8条の技術上の基準に適合していることを記載する。ただし、配管やバルブ等の取替えの場合は添付を省略できる。（参考3）
カ 事業所平面図	（ア） 変更のある施設の位置を明示する。 （イ） 保安距離が事業所敷地外に及ぶ場合は、その範囲を含む平面図を添付する。
キ 機器配置図	（ア） 機器の配置を示す平面図を添付する。 （イ） 必要に応じ機器の配置の立面図を添付する。 （ウ） 施設の大幅な変更を伴う場合は、保安区画及び設備間距離を表示する。
ク フローシート	（ア） 変更前後のフローシートを添付し、色分け等により、工事の対象箇所を明確にする。 （イ） 高圧ガス製造設備の機器、弁類、配管、計装及び安全装置を記入する。 （ウ） 高圧ガス設備とその他のガス設備の範囲を色分け等により区分し、明示する。 （エ） 同じ仕様のポンプや熱交換器類等の機器が並列して複数設置される場合は一部の記載を省略することができる。 （オ） 機器には、機器名称、機器番号、流体名、常用の条件（温度・圧力）及び流れ方向を明示する。 （カ） 緊急遮断装置、逆止弁、調整弁、リリーフ弁及び安全弁はすべて記入する。止め弁は保安上重要なものを記入する。 （キ） 配管は原則としてすべて記入する。
ケ 機器一覧表	高圧ガス製造設備の設置（変更）に係る圧力容器（塔、槽及び熱交換器類）及び回転機器は、次の事項について一覧表に記載する。（参考4の(1)） （ア） 設置地区 （イ） 機器番号、機器名称及び基数 （ウ） （高圧ガス設備以外の）ガス設備及び高圧ガス設備（特定設備、認定品等（注9）又はその他）の区分 （エ） 流体名称及び内容積 （オ） 型式、寸法、能力及び材質等 （カ） 設計条件（温度・圧力） （キ） 常用の条件（温度・圧力） （ク） 計装設備（温度計、圧力計及び液面計） （ケ） 安全装置 （コ） 製造者及び製造年月日

項目	内容
コ 弁類一覧表	止め弁、逆止弁、調整弁及び安全弁は次の事項について一覧表に記載する。（参考4の(2)） (ア) 流体名称 (イ) 設計条件（温度・圧力） (ウ) 弁の種類、呼び径及び材質 (エ) 認定品等（注9）の有無 (オ) 製造者 なお、安全弁については設置場所、吹出圧力、背圧、吹出温度、口径及び吹出先を追加して一覧表に記載するほか、必要吹出量の算出根拠及び規定吹出量の計算書を添付する。
サ 配管一覧表	配管は、次の事項について一覧表に記載する。（参考4の(3)） (ア) 流体名称 (イ) 材質 (ウ) スケジュール番号 (エ) 計算式 (オ) 許容引張応力 (カ) 溶接効率 (キ) 備考 (ク) 配管記号 (ケ) 呼び径 (コ) 設計条件（温度・圧力） (サ) 常用の条件（温度・圧力） (シ) 外径 (ス) 実肉厚 (セ) 計算肉厚
シ 計装類一覧表	温度計、圧力計、液面計及び流量計等の計装類は、次の事項について一覧表に記載する。（参考4の(4)） (ア) 流体名称 (イ) 種別 (ウ) 設計条件（温度・圧力） (エ) 常用の条件（温度・圧力） (オ) 型式 (カ) 材質 (キ) 認定品等（注9）の有無 (ク) 製造者
ス 強度計算書	(ア) 配管（機器一覧表等で確認できる場合に限る。）、特定設備及び認定品等（注9）については、添付を省略できる。 (イ) 既存機器（特定設備に相当するものに限る。）の改造の場合は、特定則に基づく強度計算書を添付する。 (ウ) 特定設備及び認定品以外の設備については、「2 製造施設完成検査」の完成検査受検時に、強度計算書に基づき、肉厚測定用具を用いた測定又は記録を確認する点に留意すること。
セ 構造図	圧力容器（塔、槽及び熱交換器類）、回転機器（圧縮機及びポンプ）、弁類及び計装類は、構造図を添付する。
ソ 配管図	詳細が分かる配管図を添付する。なお、配管を改造する場合にはアイソメ図も添付する。

タ 基礎図	高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面を添付する。 なお、耐震設計構造物の基礎図には耐震計算条件が確認できる内容を記載する。また、基礎を新設する場合は、不同沈下等により高圧ガス設備に有害なひずみが生じない基礎である根拠を記載する。
チ その他の添付図面等	新たな特定施設を設置する場合はコンビ参考様式第10号及び第11号を添付する。また、独立した製造設備を追加設置する場合もこれらの様式に倣って作成した図面等を添付する。 (ア) 特定施設の概要 (コンビ参考様式第10号) (イ) 特定施設配置図 (コンビ参考様式第11号) (ウ) 特定施設概略フローシート (コンビ参考様式第11号)
ツ 耐震設計計算書	耐震設計構造物については、高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示及び神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準による耐震設計計算書をそれぞれ添付する。
テ 保安設備説明書	次の保安設備についての説明資料を添付する。 (ア) 特殊反応設備の保安装置 (コンビ参考様式第12号) (イ) 除害設備 (毒性ガスのみ) a 毒性ガス貯槽の除害設備 (コンビ参考様式第13号) b 除害系フローシート及び組立図 (ウ) 防消火設備 散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置と能力を記載する (固定散水設備は揚程の損失計算書を添付する)。 (エ) ガス漏洩検知警報設備 設置位置 (検知部及び警報部)、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。

ト 移設等設備記録	移設等（移設又は再使用）に係る高圧ガス設備にあつては、既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針（平成19年3月30日 神奈川県）に基づき、次の書類を添付すること。 (ア) 移設等設備使用経歴書（既存高圧ガス設備等の移設等取扱指針様式第1）に次の書類を添付する。 - a 許可書又は届出書（以下「許可書等」という。）の写し（複数の許可等の経歴がある場合は、すべての許可書等の写し） - b 完成検査証の写し（複数の許可の経歴がある場合は、すべての完成検査証の写し） - c 移設等の直近に行われた保安検査証又は保安検査記録届書の写し - d 移設等の直近に行われた定期自主検査の記録の写し - e 高圧ガス設備の廃止又は撤去を証する書面（複数の許可等の経歴がある場合は、すべての高圧ガス製造廃止届書、高圧ガス製造施設軽微変更届書又は独立した製造設備等の撤去の工事について市長に報告した書面の写し。現に使用している施設にあつては、移設に関する計画書） (イ) 高圧ガス設備の種類に応じ、次のいずれかに掲げる証明書類 - a 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証（特定設備検査規則制定前に製作された設備にあつては、完成前検査書の写し。特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証を紛失した場合は、特定設備検査規則第56条の規定による表示の写真又は拓本） - b 認定指定設備技術基準適合書 - c 認定品等（注9）に係る成績書類 - d CE移設性能検査合格書 - e 高圧ガス保安協会が発行する委託検査合格証の写し - f その他aからeに掲げる書類に準ずる証明書類 (ウ) 以下の各号に該当していない旨を説明した書面 - a 過去に欠陥が発生し、補修を行ったもの - b 高温高圧で使用され、材質劣化の恐れのあるもの - c くり返し応力の影響の大なるもの - d 腐食の影響の大なるもの - e 反応器のチューブで、クリープの影響の大なるもの - f 設計条件を上回って使用するもの - g 転用（移設後転用するものを含む。） - h 改造 - i 導管 - j 使用する高圧ガスの種類を変更するもの（現行の特定則例示基準の別添1（特定設備技術基準の解釈）に規定する「特定設備の材料」又は現行の関係規則（特定則を除く。）例示基準に規定する「ガス設備等に使用する材料」に適合するものを除く。） - k 耐震設計構造物については現行の高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示及び神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準に適合しないもの (エ) 再使用する高圧ガス設備に関し、保管場所、保管期間および保管時に取った措置について説明した書面 (オ) 製作時の当該設備の構造図面（寸法、肉厚、内容物、使用材料、設計圧力・設計温度、溶接継手の位置等が記された図面） (カ) 強度計算書（(イ)に掲げる書類が添付されている場合は除く。） (キ) 移設等前に当該高圧ガス設備が使用されていた製造施設の概要、フローシート及び運転状況を説明した書面
------------------	---

ト 移設等設備記録	(ク) 再使用する高圧ガス設備が施設の完成時に前回の保安検査の日から1年を経過している場合は、関係規則（特定則を除く。）の保安検査にすべて適合していることを証する書面 (ケ) 前各号に掲げる書類のほか、特に必要と認めるもの
ナ 配慮事項	製造施設の設計・施工にあたり保安上特に配慮した内容を記載する。
ニ その他	工程表を添付する。

大規模な新增設を実施し、リスクアセスメントの結果に変更が生じる場合は、適宜危害予防規程等を見直すこと。

移動式製造設備に係る申請にあつては、表中の資料のうち、技術基準への適合を示すのに必要な資料を添付するものとする。なお、（参考3）に示している技術基準一覧表は定置式製造施設に係る基準であるので御留意いただきたい。

注4 二以上の変更許可を一括して行う場合は、通達「高圧ガス製造施設等変更許可申請等の一括手続きについて 平成10年4月1日 平成10.03.26立局第9号」を参照のこと。

注5 既設の設備を撤去し、新しい設備を設置する場合の手数料の算出は、次のとおりとする。

(1) 処理設備の交換は新旧の処理能力の差により算出する。

例1 100 Nm³/日の圧縮機を120 Nm³/日の圧縮機に交換
→20 Nm³/日の増加

(2) 施設のスクラップアンドビルドはビルド分の処理能力により算出する。

例2 1,000 Nm³/日の施設をスクラップし、1,500 Nm³/日の施設を設置
→1,500 Nm³/日の増加

注6 予備機の処理能力は、事業所全体の処理能力には含めないが、変更許可申請の手数料の算出には含める。

注7 耐圧試験は、原則として液圧試験によって行うこととし、空気その他の気体によって行う場合には、例示基準に基づいて講ずる措置を記載する。

注8 該当が有るものの耐震設計の見直しが不要と判断できるものについてはその旨を記載し、根拠となる資料を添付する。また、耐震設計構造物の耐圧試験及び気密試験において通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガスを満たそうとする場合は、例示基準に基づいて講ずる措置を記載する。

注9 認定品等についてはコンビ則第14条第1項第1号の「経済産業大臣の認める者が製造したもの」（特定設備を除く）を指し、以下のものが該当する。また、[]内はそれに係る成績書類を表す。

(1) 大臣認定試験者の試験合格品 [認定試験者試験等成績書]

(2) 高圧ガス保安協会の試験合格品 [高圧ガス設備試験等成績証明書]

(3) 高圧ガス保安協会の委託検査受検品のうち、必要な技術基準（コンビ則にあつては、第5条第1項第17号から第19号又は第9条第5号及び第6号）に適合しているもの [委託検査証明書及び成績書]

2 製造施設完成検査

(1) 市長の行う完成検査を受検する場合（コンビ則第15条第1項）

ア 完成検査申請に必要な書類

項目	内容
製造施設完成検査申請書	様式第5（コンビ則第15条、第16条関係）

イ 完成検査受検時の必要書類及び提出書類

書類	現場確認書類	現場提出書類
(ア)完成検査報告書（コンビ参考様式第1号）及び検査結果のまとめ（コンビ参考様式第1-2号）	○	○
(イ)特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証（注10）及びそのリスト	○	○ （合格証又は適合証の写し）
(ウ)認定品等（注9）に係る成績書類（注10）及びそのリスト	○	○ （成績書類の写し又はそのリスト※）
(エ)耐圧・気密試験結果成績書（特定設備及び認定品等（注9）を除く。結果は、コンビ参考様式第1-3号若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。）、耐圧・気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真	○	○
(オ)非破壊検査の記録（特定設備及び認定品等（注9）を除く。結果は、コンビ参考様式第1-4号からコンビ参考様式第1-8号まで、又はこれらと同等の書式に取りまとめる。）	○ （放射線透過試験はフィルムを用意）	○
(カ)非破壊検査者の名簿	○	
(キ)溶接士の名簿	○	
(ク)材料ミルシート	○	
(ケ)計器類作動検査記録	○	
(コ)基礎工事及び配筋状況等の工事記録（写真等）	○	
(サ)認定品等（注9）の位置、圧力区分、溶接箇所及び非破壊検査箇所を記載したフローシート	○	○

※ リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号又は機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。

完成検査では総合気密試験について現場で確認を行うものとし、現場で確認できない場合は、後日、総合気密試験結果成績書（結果は、コンビ様式第1-3号若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。）、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真を送付し、その結果を待って検査証を交付する。また、特定設備検査合格証等の書面が検査日までに準備

できない場合は書類が整い次第、その写しを送付すること。

なお、耐圧・気密試験結果成績書及び総合気密試験結果成績書に添付する写真は、検査日及び検査員氏名を記載した看板を背景に入れること。

注10 特定設備検査合格証及び認定品等（注10）に係る成績書類の有効期間は、完成検査（新規設備）では検査を実施する日以前の3年以内、保安検査（既存設備）では1年以内（通達 平成30年 3月30日20180323保局第12号を準用）

(2) 指定完成検査機関等の行う完成検査を受検する場合（コンビ則第16条第2項、第4項）

完成検査申請は高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関に対して行う。これらの機関から完成検査証が交付された後、次の書類を提出する。

項目	内容
完成検査受検届書	高圧ガス保安協会の完成検査を受検した場合： 様式第7 （コンビ則第16条関係） 指定完成検査機関の完成検査を受検した場合： 様式第8 （コンビ則第16条関係）

(3) 自主完成検査を行う場合（コンビ則第49条第1項）

高圧ガス保安法に基づく認定完成検査実施者が認定を受けた製造施設の特定変更工事については、自主完成検査終了後に次の書類を提出する。

項目	内容
ア 完成検査記録届書	様式第33 （コンビ則第49条）
イ 添付書類	(ア) 検査管理組織委員会等の完成検査審査結果の写し (イ) 「(1) 知事の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(ア)から(オ)及び(カ) ※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、 コンビ参考様式第1号 の添付は省略できる。

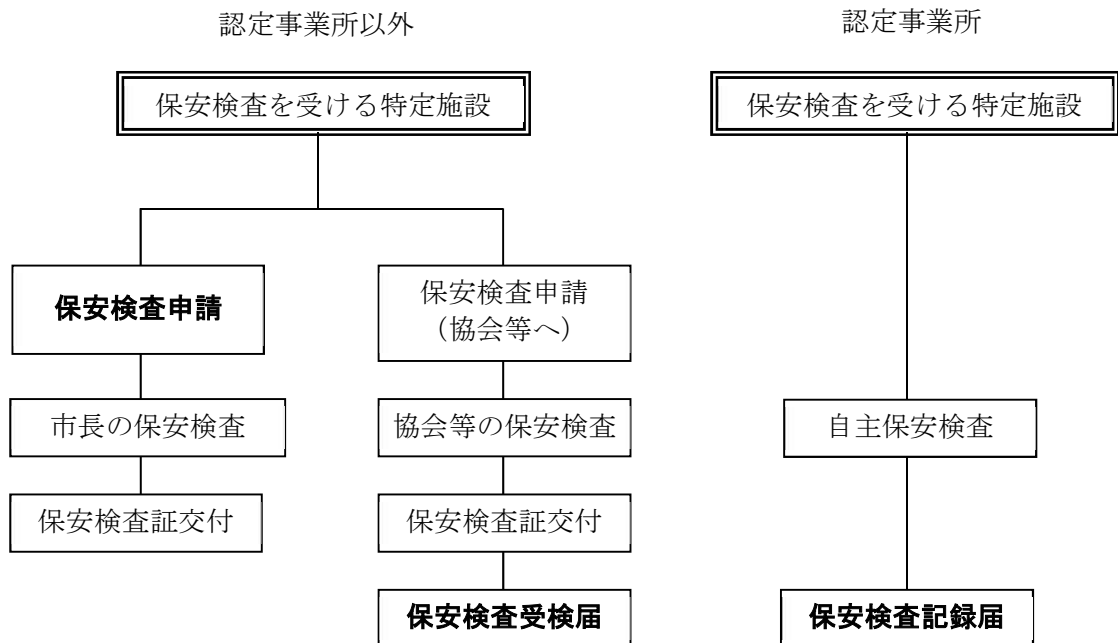
(4) 完成検査を要しない場合（行政指導、コンビ則第17条）

特定変更工事に該当しない変更工事を実施した場合には、工事完了後に次の書類を提出する。

項目	内容
ア 工事完了届書	要綱第22号様式
イ 添付書類	(ア) コンビ参考様式第1-2号 及び「(1) 市長の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(サ)

3 保安検査

高圧ガス保安法に基づき、特定施設の保安検査を受検する場合の手続きの流れは、次のフローチャートに示すとおりである。



注：図中太字で示した手続きは、市長に対して行うものである。

(1) 市長が行う保安検査を受検する場合（コンビ則第34条第3項）

ア 保安検査申請の区分

保安検査は次に掲げる施設等ごとに申請書を提出する。なお、同日に2以上の施設等を受検する場合は、同一の申請書によることができる。

(ア) 製造施設

(イ) 開放検査を行う貯槽（開放検査を行わない貯槽は製造施設の一部として保安検査を受検する。）

(ウ) コンビ則第10条の適用を受ける導管（コンビ則第10条の適用を受けない導管は製造施設と一緒に保安検査を受検する。）

イ 保安検査申請の時期

保安検査申請は、保安検査を受検する日の30日前までに行う。

ウ 保安検査申請に必要な書類

項目	内容
(ア) 保安検査申請書	様式第17 （コンビ則第34条、第35条関係）
(イ) 製造施設一覧表	a 高圧ガス製造施設（コンビ則第10条の適用を受ける導管を含む。）ごとのガス名、処理能力、前回の保安検査年月日（基準日）及び今年度保安検査予定を記載する。（ コンビ参考様式第2号 ） b 当該申請に係る製造施設名と検査日をマークする。
(ウ) 貯槽一覧表	貯槽ごとのガス名、貯蔵能力、開放検査周期、前回の開放検査年月日及び今年度開放検査予定を記載する。なお、貯蔵量を制限している場合は、「許可容量」の欄に（ ）書きで制限後の貯蔵量を合わせて記載する。（ コンビ参考様式第2-2号 ）
(エ) 保安検査の概要	a 検査基準及び安全対策等は、社内基準等の名称を記載する。 b 機器一覧表に今回開放検査の対象とする機器を明示する。（ コンビ参考様式第3号 ）
(オ) 検査内容	機器及び配管の検査内容（非破壊検査の方法等）は、一覧表又は工程表等により明らかにする。なお貯槽開放検査及び特殊な反応器については、検査内容を詳しく記載する。 耐震設計構造物の耐圧試験及び気密試験において通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガスを満たそうとする場合は、例示基準に基づいて講ずる措置を記載する。
(カ) 工程表	検査の工程を記載する。
(キ) 組織図	検査組織の体制を記載する。
(ク) その他	事業所配置図及び保安検査対象施設のフローシート・機器配置図を添付する。

エ 保安検査申請手数料

保安検査申請手数料は、休止届書が受理され、かつ前回の保安検査を受けた日から当該施設を再び使用する日までの期間が1年以上であるもの及びその年度に保安検査を受けなくてもよい施設の処理能力を除いた事業所全体の処理能力に相当する金額を1年ごとに納付する。

休止施設を再使用するために、市長が行う保安検査を受検する場合は、保安検査申請書の「前回の保安検査の年月日」の欄に（ ）書きで休止期間を記載した上で、当該施設の処理能力に応じた手数料を納付する。

オ 保安検査日

保安検査は基準日（前回の保安検査から規定の期間を経過した日）から1ヶ月（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、自主保安高度化事業者にあつては3ヶ月）以内に受検する。

なお、基準日の前後1ヶ月（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、自主保安高度化事業者にあつては前後3ヶ月）以内に保安検査を受検した場合、基準日に保安検査を受検したものとみなす。開放検査を行う貯槽の保安検査日も同様とする。

平成29年4月1日改正省令施行の際、既に設置され、保安検査を受けている施設の基準日は、改正省令施行前の直近の保安検査受検日を基準とする。

カ 保安検査受検時に必要な書類

保安検査を受検するときは、次の書類を準備する。

- (ア) 自主検査記録[キ参照]（検査時に提出）
- (イ) 運転日誌等
- (ウ) 保安管理記録（保安管理組織及び保安教育等）

キ 自主検査記録

コンビ参考様式第4号及び保安検査の対象施設等に応じて次の様式を作成する。

- (ア) 製造施設の場合は、コンビ参考様式第4-2号及びコンビ参考様式第4-3号を作成する。
（コンビ則第9条の適用を受ける導管が含まれる場合は、コンビ参考様式第4-8号も作成する。）
- (イ) 貯槽の開放検査を実施した場合は、コンビ参考様式第4-4号、コンビ参考様式第4-5号及びコンビ参考様式第4-6号を作成する。なお、同時に開放検査周期延長を行う場合にはコンビ参考様式第4-7号を作成する。[p13も参照]
- (ウ) コンビ則第10条の適用を受ける導管の場合は、コンビ参考様式第4-9号を作成する。
- (エ) 製造設備が移動式製造設備である製造施設の保安検査の場合は、コンビ参考様式第4-10号及びコンビ参考様式第4-3号を作成する。

耐圧・気密試験結果成績書に添付する写真は、検査日及び検査員氏名を記載した看板を入れること。

また、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備又は劣化損傷が発生するおそれがない設備と判断し、非破壊検査の一部を実施しない場合は、原則として事前に判断根拠を示すこと。

ク 注意事項

- (ア) シャットダウンの都合等の理由により、一年のうちに2回の保安検査を受検する施設が生じた場合には、2回目の保安検査申請時にも当該施設の処理能力に応じた手数料を納付する。
- (イ) 開放検査を行う貯槽は開放状態で保安検査を受検するものとし、その他の設備については、個別に指示があった場合は開放状態で保安検査を受検するものとする。
開放状態で保安検査を受検した場合は、後日、気密試験に係る成績書を持参し、その結果を待って検査証を交付する。
なお、開放状態での保安検査の受検を求められなかった場合であっても、施設を停止させなければ保安検査基準適合が確認できない項目がある場合は、運転状態で受検することはできない。
施設を停止することなく全ての項目の保安検査基準適合を確認できる場合は稼動を停止する必要はない。
- (ウ) 実ガスでしか気密試験を行えない場合（コンプレッサー周り等）は、保安検査後の実運転時に気密試験を実施し、後日、気密試験に係る成績書を持参する。

(2) 指定保安検査機関等の行う保安検査を受検する場合（コンビ則第35条第3項、第5項）

保安検査申請は高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関に対して行う。これらの機関から保安検査証が交付された後、市長に次の書類を提出する。

項目	内容
ア 保安検査受検届書	高圧ガス保安協会の保安検査を受検した場合： 様式第19 （コンビ則第35条関係） 指定保安検査機関の保安検査を受検した場合： 様式第20 （コンビ則第35条関係）
イ その他	事業所配置図及び保安検査を受検した施設のフローシート・機器配置図を添付する。

(3) 認定保安検査実施者の場合（コンビ則第49条第2項）

認定保安検査実施者は自主保安検査終了後に次の書類を提出する。

項目	内容
ア 保安検査記録届書	様式第34 （コンビ則第49条関係）
イ 製造施設一覧表	(1)のウの(イ)を参照
ウ 高圧ガス製造施設 自主（認定保安） 検査結果報告書	(1)のキを参照 ※申請者（委任を受けた代理者を含む。）と保安統括者が同一人物である場合は、 コンビ参考様式第4号 の添付は省略できる。
エ 高圧ガス製造施設 運転中検査報告書	運転中検査を実施する場合に添付する（ コンビ参考様式第5号 ）。
オ 組織図	(1)のイの(キ)を参照
カ その他	検査管理組織委員会等の保安検査審査結果の写し、事業所配置図及び保安検査を実施した施設のフローシート・機器配置図を添付する。

認定を受けていない特定施設については、(1)又は(2)により市長、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受検する。この場合、非認定部分の処理能力に相当する手数料を納付する。

(4) 保安検査を毎年受けなくてもよい製造施設（製造細目告示第14条）

次の施設については、それぞれ（ ）内に記載された期間に1回の頻度で保安検査を受検する。保安検査を受検しない年度については、定期自主検査において外観検査その他の方法によりその施設が正常に機能することを確認する。

ア 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒に使用した付属冷凍設備（**3年**）

イ 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒に使用した付属冷凍設備（**2年**）

ウ 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素のCE施設（ただし、ポンプ等が接続されているCEについてはその手前まで）（**3年**）

エ 超低温容器に接続された液化酸素の気化器（**2年**）

オ 空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置（**2年**）

カ アキュムレータ（**2年**）

キ JIS B8210(1994)蒸気用及びガス用バネ安全弁（ただし、揚程式でリフトが弁座口の径の15分の1未満のもの、呼び径が25mm未満のソフトシート形のものと及びクに掲げるものを除く。）（**2年**）

ク JIS B8210(1994)全量式の蒸気用及びガス用バネ安全弁（呼び径が25mm未満のソフトシート形以外のものであって、法第35条第1項第2号の認定に係る特定施設に係るものに限る。）（**4年**）

ケ 圧力計（**2年**）

コ 温度計（**2年**）

サ 空気液化分離装置（**2年**）

注11 処理能力が100Nm³/日未満（不活性ガスの場合は300Nm³/日未満）の独立非連結設備については、保安検査が免除される。

(5) 貯槽等の溶接補修工事について

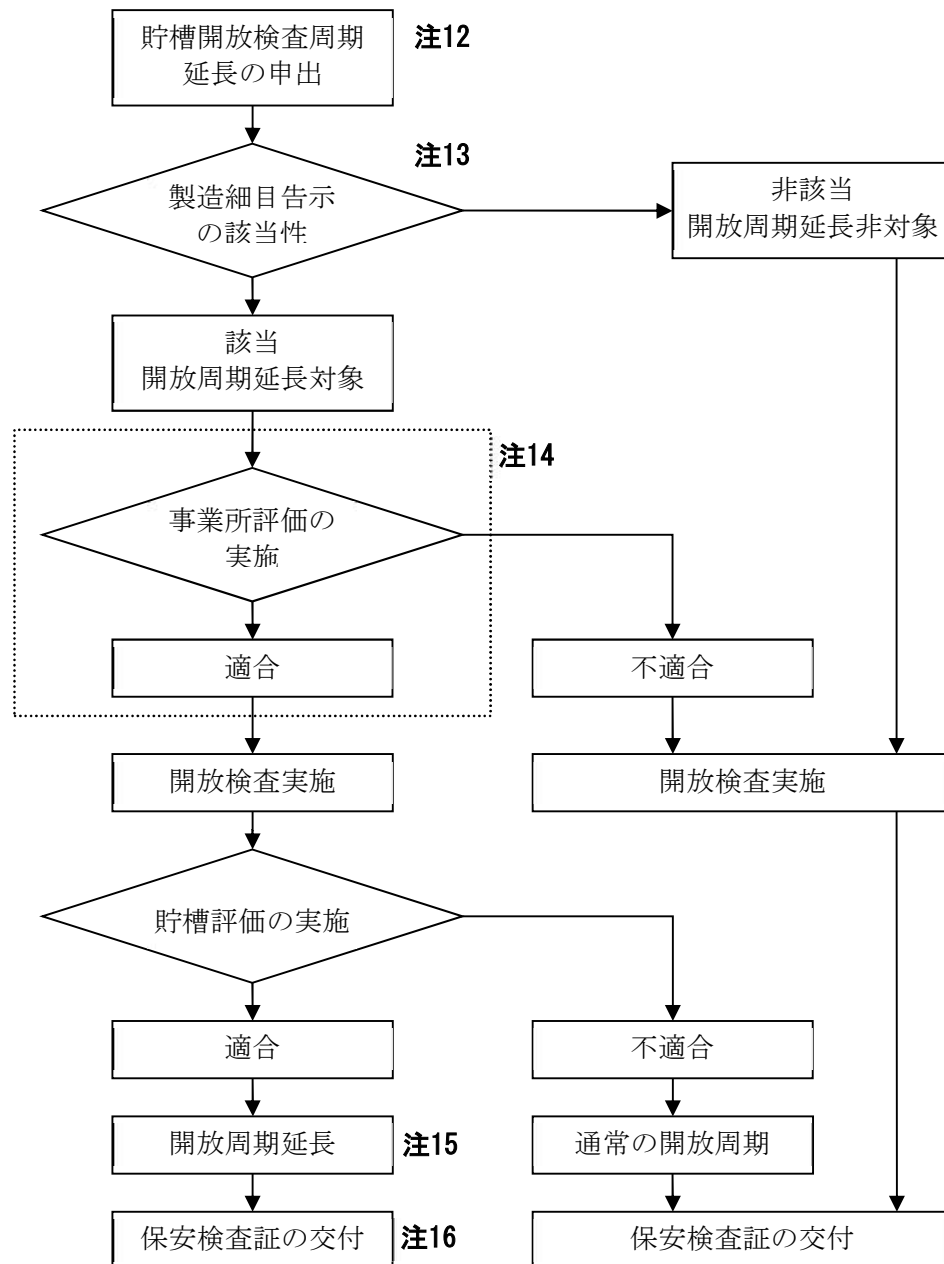
「参考5 定期自主検査において発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて」を参照

(6) 特定認定事業所が保安検査の方法を定めた場合（コンビ則第37条第2項第2号）

特定認定事業所がコンビ則第37条第2項第2号に基づき、保安検査の方法を定めた場合は、事前に任意の様式で報告する。

4 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価申請

高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施要領（平成20年神奈川県工業保安課）に基づき、高圧ガス貯槽の開放検査周期を延長するための評価は、次のフローチャートに示すとおりである。



注12 保安検査申請時又は別途申し出による。

注13 製造細目告示（平成17年3月30日告示第82号）附則第2項の経過措置で定められた当分の間、なおその効力を有する第17条（以下「旧第17条」という。）に該当する貯槽か否かの判断を行う。

注14 事業所評価に適合し、かつ、前回の評価時から3年を経過していない事業所が開放検査を行う場合は前回の保安検査証の写しを添付して申請する。その場合、当該貯槽の開放検査及び周期延長評価については、点線で囲われた手続きについては省略される。

注15 製造細目告示旧第17条に基づく開放周期を決定する。

注16 事業所評価後に行う1基目の貯槽については、次回開放検査時期及び事業所評価実施年月日を備考欄に記載する。

- (1) 貯槽開放検査周期延長評価申請を行う場合の保安検査申請
次に掲げる書類及び(2)、(3)に掲げる書類を添付して申請を行う。

項目	内容
ア 保安検査申請書	様式第17 （コンビ則第34、35条関係）
イ 貯槽一覧表	3 保安検査のウの(ウ)を参照（ コンビ参考様式第2-2号 ）
ウ 保安検査の概要	3 保安検査のウの(エ)を参照（ コンビ参考様式第3号 ）
エ 検査内容	3 保安検査のウの(オ)を参照
オ 工程表	3 保安検査のウの(カ)を参照
カ 組織図	3 保安検査のウの(キ)を参照

- (2) 事業所評価を受ける場合

事業所評価は、市が事業所の高圧ガス貯槽の全般的な管理体制を審査するものであり、現地調査により行う。事業所評価の有効期間は3年間とする。

保安検査申請に添付する書類は次のとおりとする。

項目	内容
ア 評価明細書	コンビ参考様式第6号 (ア) 管理しているすべての貯槽について、予定される開放検査の周期及びその基数を明記する。 (イ) 評価の希望日は、あらかじめ市の担当者と相談の上決定する。
イ 延長対象貯槽一覧	開放検査期間延長対象とする貯槽一覧（ コンビ参考様式第6-2号 ） (ア) 希望する開放周期ごとに作成する。 (イ) 過去に溶接補修を実施した貯槽は、補修実施年及び補修部位を備考欄に記入する。また、補修の状況をまとめた書面を添付する。
ウ 延長対象としない貯槽一覧	開放検査期間延長対象としない貯槽一覧（ コンビ参考様式第6-3号 ） 過去に溶接補修を実施した貯槽は、補修実施年及び補修部位を備考欄に記入する。
エ 評価項目等対応一覧	高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施要領の評価項目・評価基準対応一覧（ コンビ参考様式第6-4号 ）の事業所欄に○印のある項目について、対応する基準等欄に次の事項を記入する。 (ア) 基準欄に記載された事項を規定する事業所基準・要領等の名称及び記載箇所（〇〇規程第〇条） (イ) 基準欄に記載された組織の状況や検査実施状況等を簡潔に取りまとめる。（書ききれない場合は、別紙に記入し添付する。）

- (3) 貯槽評価を受ける場合

貯槽評価は、開放検査を行った結果を踏まえて、個々の貯槽の管理状況を審査する。保安検査申請時には次の書類を添付する。

項目	内容
ア 延長対象貯槽一覧	コンビ参考様式第6-2号 事業所評価申請時に提出した書面と同じものに、該当する貯槽が識別できるようにマークする。
イ 評価項目等対応一覧	コンビ参考様式第6-4号 貯槽欄に○印のある項目について、対応する基準等欄に必要事項を記入する。貯槽固有の配慮事項がある場合には、別紙にその概要を簡潔に取りまとめ、添付する。

5 高圧ガス保安統括者等届

(コンビ則第26条第1項、同第2項、第30条、第33条第3項、行政指導)

(1) 届出の提出方法及び時期

ア 保安統括者、同代理者及び保安監督者※（CE等）の選解任届は、変更があれば遅滞無く届け出ること。

※保安監督者とはコンビ則第23条第2項各号で定める経歴等を有する者をいう。

イ 保安技術管理者、保安主任者、保安係員及び保安企画推進員は、前年の8月1日から7月31日までに選解任があった事実について一括して7月31日以降速やかに届け出る。具体的には下記のとおりである。

ウ 保安統括者以外の代理者については、届出は不要（選任する義務はあり）。なお、保安統括者等選解任届（代理者を含む）に添付する組織図には、代理者も記載しておくこと。

例1

8/1 10/1 7/31
 ----- 保安係員A氏 ----- A氏解任
 B氏選任 ----- 届出
 (保安管理組織図作成)

- ・届出書に保安全管理組織図及びB氏の免状の写しと経験証明となる経歴書を添付する

例2

8/1 9/1 5/1 7/31
 ----- 保安係員A氏 ----- A氏解任
 B氏選任 ----- B氏解任
 C氏選任 ----- 届出
 (保安管理組織図1作成) (保安管理組織図2作成)

- ・届出書に保安全管理組織図1及び2とC氏の免状の写しと経験証明となる経歴書を添付する。
- ・A氏の解任及びB氏の選任の事実については、その時点の組織図により確認する。

例3

8/1 9/1 12/1 4/1 7/31
 ----- 保安係員A氏 ----- A氏解任
 B氏選任 ----- B氏解任
 C氏選任 ----- C氏解任
 D氏選任 ----- 届出
 (保安管理組織図1作成) (保安管理組織図2作成) (保安管理組織図3作成)

- ・届出書に保安全管理組織図1、2及び3とD氏の免状の写しと経験証明となる経歴書を添付する。
- ・A、B氏の解任及びB、C氏の選任の事実については、その時点の組織図により確認する。

(2) 保安統括者等選解任届（代理者を含む）に必要な書類

次のとおりとする。なお、選解任が2名以上の場合でも、アの届書は1枚でよい。また、解任届はアの届書及びオの組織図のみでよい。

項目	内容
ア 高圧ガス保安統括者届書 高圧ガス保安技術管理者等届書 高圧ガス保安主任者等届書 高圧ガス保安統括者代理者届書 保安監督者届書	様式第14 （コンビ則第26条）：保安統括者 様式第14の2 （コンビ則第26条）：技術管理者、保安係員 様式第15 （コンビ則第30条）：保安主任者、企画推進員 様式第16 （コンビ則第33条）：保安統括者代理者 要綱第24号様式 （川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱）： 保安監督者
イ 経歴書	コンビ参考様式第7号 （ア）氏名 （イ）現在の部署及び役職 （ウ）直近の法定講習受講年月日

項目	内容
イ 経歴書	(エ) 平成9年4月1日以降に交付された免状又は平成9年4月1日以前に交付された免状であって、選任を行おうとする製造施設に係るガスの区分が未指定である免状を有している場合は、作業経歴を審査する必要があるため、作業経験を有するガス区分（当該選任に係る高圧ガスの区分と同じものに限り）とガス名及び従事期間を必ず記入する。 (オ) 保安企画推進員（代理者を含む）の場合は、コンビナート等保安規則第29条の各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。
ウ 免状の写し	免状が必要な選任の場合に限る。 なお、同一事業所内の異動では、免状の添付を省略できる。
エ 選解任の状況	選任者及び解任者を一覧表により分かりやすくしたもの
オ 組織図	(ア) 変更の都度（選解任時も含む。）に作成した事業所全体の保安管理組織図の一年分を添付する。 (イ) 氏名、免状の種類及び担当する施設の名称が記入されたものであり、選任者及び解任者が分かるように変更の部分を示す。（コンビ参考様式第8号）

選任状況一覧表の記入例

		H20. 7. 31 現在	H20. 9. 1	H20. 12. 1	H21. 4. 1	H21. 6. 1	H21. 7. 31 現在
保安技術管理者		A氏		B氏			B氏
保安主任者	液化石油ガス製造施設	C氏	D氏				D氏
	高圧法ポリエチレン製造施設	E氏			F氏		F氏
保安企画推進員		G氏		H氏			H氏
保安係員	液化石油ガス製造施設	I氏			J氏		J氏
	高圧法ポリエチレン製造施設	K氏		L氏		M氏	M氏
		N氏				O氏	O氏
	低圧法ポリエチレン製造施設	P氏				Q氏	Q氏
		R氏				S氏	S氏
		T氏	U氏		V氏		V氏
		W氏		X氏			X氏
保安監督者	液化窒素製造施設（CE）	Y氏			Z氏		Z氏

6 高圧ガス製造施設軽微変更届

(コンビ則第14条)

(1) 軽微変更の届出

軽微な変更に該当する次の工事等を行った場合は、完成後に届け出る。

ただし、認定高度保安実施者の認定に係る製造施設の場合は、工事記録の作成・保存を行い届出は要しない。

※【 】はコンビ則第14条の号のこと

- ア 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の認定品等（**注9**）又は保安上支障のないもの（**注17**）への取替えであって処理能力が変わらない工事【1号】
- イ 高圧ガス設備以外のガス設備の変更の工事【2号】
- ウ ガス設備以外の製造施設の設備（除害設備、ガス検知器及び消火設備等）の変更の工事【3号】
- エ 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス製造設備の撤去の工事（認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。）（**注18**）【4号】
- オ 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めた工事【5号】
- カ 特定設備の部品（多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器（凝縮器及び蒸発器を含む。）のチューブ）を取替える工事（**注19**）【1号の2】
- キ 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事（高圧ガス貯槽の開放検査時の間において、フランジ又はカップリング接合等でタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合のタンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事等）【1号の3】
- ク コンビ則第17条第2号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備（処理能力が100Nm³/日未満（不活性ガスについては300Nm³/日未満）の独立非連結設備である製造設備）の変更工事であって保安上支障がないもの（**注20**）として認められたもの（認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。）【4号の2】
- ケ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者及び自主保安高度化事業者が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事
 - （ア） 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（認定品等（**注9**）又は保安上支障のないもの（**注17**）への変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（アに該当するものを除く。）【8号イ】
 - （イ） 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ、又は継手への変更に限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（ア、ケ（ア）及びサ（エ）に該当するものを除く。）【8号ロ】
 - （ウ） ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（**注21**）の工事（ア、イ、ケ（イ）及びサ（エ）に該当するものを除く。）【8号ハ】
- コ 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事
 - （ア） 特定設備（設計圧力が30MPa以上のものを除く。）のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（**注21**）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（**注22**）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限る。）【6号】
- サ 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者のうち特定認定事業者として認められている者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事
 - （ア） 特定設備のノズル（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る（**注23**）。）の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示（**注22**）で定める要件を満たすもの（応力除去を行う必要がないと認められる場合に限る、コ（ア）に該当するものを除く。）【7号イ】

- (イ) 特定設備（処理能力の変更がないものであって、同等以上の性能を有するものに限る。）の取替えの工事（コ（ア）及びサ（ア）に該当するものを除く。）【7号ロ】
- (ウ) 特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であって、同令第3条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（注24）の工事。（コ（ア）、サ（ア）及び（イ）に該当するものを除く。）【7号ハ】
- (エ) 高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更（処理能力の変更を伴わないもの）の工事。（アに該当するものを除く。）【7号ニ】

注17 「保安上支障のないもの」とは高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0804(2022)ベローズ型伸縮管継手の基準」及び「KHKS0805（2022）フレキシブルチューブの基準」（両基準とも対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管をいう。

注18 独立した製造設備等（「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(3)エ」に定める設備）を撤去する場合には、高圧ガス製造設備等軽微変更報告書（要綱第23号様式）を提出する。必要な書類は「6 高圧ガス製造施設軽微変更届(2)」に従うこと。

注19 多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器のチューブの取替えは、拡張による場合及びシール溶接による場合（耐圧性能に影響を与える溶接方法による場合を除く。）はともに軽微変更に該当するが、チューブバンドルの取替えについては変更許可が必要となる。なお、チューブのプラグ打ちはシール溶接の有無に関わらず届出の不要な工事に該当する。

注20 クの「保安上特段の支障がないもの」とは、次の工事以外のものをいう。

- (1) 製造施設の処理能力を100Nm³/日（不活性ガス又は空気の場合は300Nm³/日）以上に変更する工事
- (2) 耐震設計構造物を新設する工事
- (3) 耐震設計構造物への変更の工事

注21 ケ（ウ）及びコ（ア）の取替えは、取り替える設備に関し、コンビ則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載するコンビ則第3条第2項各号（第5号及び第6号に掲げるものを除く。）に変更がないものに限る。

注22 溶接に用いられる母材の種類の要件を定める告示（平成22年経済産業省告示第57号）

注23 材質を変更する場合は、当該材質変更によって、従来生じていた又は生じるおそれのあった腐食及び劣化損傷以外の腐食及び劣化損傷が生じるおそれのないものに限る。

注24 サ（ウ）の変更は、特定設備検査規則に準じて行う協会の委託検査又は指定特定設備検査機関が行う検査に合格したものへの変更（設備の増設又は移設、転用、再使用若しくはこれらの併用を除く。）かつ処理能力及び位置の変更を伴わないものに限る。

(2) 軽微変更届に必要な書類

軽微変更届に必要な書類は次のとおりとする。

項目	内容
ア 高圧ガス製造施設軽微変更届書	様式第4 （コンビ則第14条関係） 「変更の種類」の工事名称に加え、括弧書きで施設名称を記載する。
イ 明細書（参考6）	変更の理由、内容、軽微な変更工事に該当すると判断した根拠条文及び変更前後の処理能力等を記載する。また、変更等対象の施設に係る認定の取得状況も記載する。
ウ 事業所配置図	撤去又は変更対象の施設を明示する。
エ 機器配置図	撤去又は変更対象の機器の配置場所を明示する。
オ フローシート	撤去又は変更の前後の状況がわかるようにする。
カ 機器等一覧表	撤去又は変更対象の機器の一覧表を添付する。

	(1 高圧ガス製造施設等変更許可申請のケからシを参照)
キ 添付書類	(I) 「(1) 軽微変更の届出」のケからサの場合 (ア) コンビ参考様式第1-2号及び「2 製造施設完成検査(1)市長の行う完成検査を受検する場合」のイに示す書類のうち(イ)から(オ)及び(サ) (II) 上記以外 (ア) ガス設備の変更や取替え、撤去を行った場合は、総合気密試験結果成績書(結果は、コンビ参考様式第1-3号若しくはこれと同等の書式に取りまとめる。)、総合気密試験範囲を記載したフローシート及び検査写真 (イ) 認定品等(注9)については、成績書類の写し又はそのリスト(リストのみ提出する場合は認定番号、成績書番号及び機器番号のうち、その機器を識別できるいずれかを必ず記載すること。) (ウ) 製造設備等の撤去については、当該設備の設置に係る完成検査証又は許可書の写し

(3) 変更許可及び軽微変更届の不要な工事

ア 圧力計・温度計の同一方式の機器への取替え

イ 充てん又は受入に係る高圧ホース及び金属フレキ管の取替え

ウ 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分の設備の構成部材で耐圧・気密性能に直接影響のない部品又はJIS規格品のうち、その性能が保証されているもの(ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器プロペラ、蒸留塔のトレイ、熱交換器の邪魔板等)の取替え

エ 独立した製造設備*、貯蔵設備*及び容器置場*並びに製造施設の機能に支障を及ぼすおそれない製造施設(高圧ガス設備を除く。)の撤去の工事

(※高圧ガス製造設備等軽微変更報告書(要綱第23号様式)が必要)

オ 高圧ガス(その原料となるガスを含む。)の通らない部分の設備の撤去又はこれと同等以上の性能を有する設備への取替え

カ 消耗品(事業者が保安上支障がないと判断したもの)の取替え(パッキン、ガスケット、シール材、断熱材などの交換)

【特記事項】差圧(圧力)発信(伝送)器の取替えについて

1. 差圧式発信器は測定対象が圧力であるので、圧力計として扱うものとし、導圧管タイプであれば、(3)ア同様、同一方式への取替えは届出不要とし、リモートシールタイプの差圧式発信器の取替えは、(3)オに該当する場合は届出不要とする。(導圧管の変更は手続きが必要)

2. 導圧管タイプからリモートシールタイプへ変更する場合は、導圧管部分の撤去に関する軽微変更届出を要する。

7 高圧ガス製造施設休止届

(コンビ則第34条第2項)

高圧ガスの製造を1月以上にわたり継続して中止する計画を立てて製造施設、貯槽及び導管を休止する場合は、その旨を届け出ることができる。

休止届書が受理され、かつ前回の保安検査を受けた日から当該製造施設等を再び使用する日までの期間が1年以上であるものは、当該製造施設等を再び使用する時まで保安検査を行わないものとする。

(1) 休止届に必要な書類

休止届に必要な書類は次のとおりとする。

項目	内容
ア 高圧ガス製造施設 休止届書	様式第16の2 （コンビ則第34条、第35条関係）
イ 明細書	施設休止の理由、内容及び休止に伴う処理能力の変更等を記載する。
ウ 事業所配置図	休止施設の位置及び範囲を明示する。
エ フローシート	休止の範囲を明示する。 オフサイト施設との縁切りがある場合は、その位置を明示すること。
オ 保安上の措置を 記載した書面	休止施設に対する保安上の措置を記載する。

(2) 複数の施設を一括して休止する場合

使用を休止した製造施設等が2以上ある場合は一括して休止届書を提出することができる。

(3) 休止施設を再び使用する場合

保安検査を受検する。なお、再稼動時に行う保安検査は保守管理状況等から判断して、保安上明らかに支障がないと認められる場合を除き、原則として休止していた全ての製造施設について開放検査を行うものとする。

また、検査後の施設の稼動に関しては、完成検査に準じ、検査証の交付を受けてから行うこととし、次回以降の保安検査基準日は保安検査証に記載の検査日とする。手続きの詳細は「3 保安検査」を参照すること。

8 特定高圧ガス消費届

(一般則第53条、第56条、液石則第51条、第54条)

特定高圧ガス消費施設を設置するときは、消費開始の20日前までに届け出る。届出に必要な書類は次のとおりであるが、高圧ガス製造施設の変更の許可等と重複しているものがある場合には、重複するため省略した旨を明記した書類を添付し、重複部分を省略できる。

項目	内容
(1) 特定高圧ガス消費届書	様式第29 (一般則第53条関係) 又は 様式第28 (液石則第51条関係)
(2) 明細書	ア 消費の目的 イ 高圧ガス名、貯蔵能力 ウ 工程説明
(3) 技術基準一覧表	一般則第55条又は液石則第53条の技術上の基準に適合していることを記載する。(参考3に準拠して作成する。)
(4) フローシート	ア 消費設備の機器、弁類、配管、計装及び安全装置を記入する。 イ 機器には、機器の名称、機器番号、流体名、常用の条件(温度・圧力)及び流れ方向を明示する。 ウ 緊急遮断装置、逆止弁、調整弁、リリーフ弁及び安全弁はすべて記入する。止め弁は保安上重要なものを記入する。 エ 配管は原則としてすべて記入する。 オ 弁類及び配管の材質を記入する。(別に一覧表にしてもよい。)
(5) 事業所平面図	ア 施設の位置を明示する。 イ 設備距離が事業所敷地で確保できない場合は、設備距離の範囲を含む平面図を添付する。
(6) 機器配置図	ア 機器の配置を示す平面図を添付する。 イ 必要に応じ、機器の配置の立面図を添付する。
(7) 機器一覧表	圧力容器、回転機器類等の機器名称、機器番号、寸法、材質、内容積、内容物、設計条件(圧力・温度)、常用の条件(圧力・温度)、肉厚等及び特定設備、認定品等(注9)についてはそのリスト
(8) 保安設備説明書	次の保安設備についての説明資料を添付する。 ア 除害設備(毒性ガスのみ) 除害系フローシート及び組立図 イ 防消火設備 散水設備、放水銃、放水砲、消火栓及び消火器等の位置並びに能力を記載する。 ウ ガス漏洩検知警報設備 設置位置(検知部及び警報部)、警報設定濃度、検知方式及び製造者を記載する。
(9) 強度計算書	貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項の写し(認定品等(注9)については、成績書類の写し)
(10) 基礎図	消費施設の基礎の構造を示した図面

9 特定高圧ガス消費施設等変更届

(一般則第56条、液石則第54条、行政指導)

消費する特定高圧ガスの種類、消費施設の位置、構造又は設備及び消費の方法等を変更するときは、様式第30（一般則第56条関係）又は様式第29（液石則第54条関係）により事前に届け出る。なお、(1)のア～ウについては届出不要であるが、エ及びオについては高圧ガス製造設備等軽微変更報告書（要綱第23号様式）を提出する。

(1) 変更届が不要な場合

- ア 貯蔵設備等（貯槽を除く。）の認定品等（注9）又は保安上支障のないものへの取替えであって貯蔵能力が変わらない工事
- イ 消費設備（貯蔵設備等を除く。）の変更の工事
- ウ 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事
- エ 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事
- オ 独立した消費設備又は容器置場の撤去の工事

(2) 届又は軽微変更報告に必要な書類

届又は軽微変更報告に必要な書類は次のとおりとする。

項目	内容
ア 届書又は 軽微変更報告書	特定高圧ガス消費施設等変更届書 様式第30（一般則第56条関係）又は特定高圧ガス消費届書 様式第29（液石則第54条関係）若しくは高圧ガス製造設備等軽微変更報告書（要綱第23号様式）
イ 明細書	変更の目的、変更に係る高圧ガス名、変更前後の貯蔵量及び工程等を記載する。
ウ その他変更に係る 書類	8 特定高圧ガス消費届の必要書類(3)～(10)のうち変更のあった書類

10 特定高圧ガス取扱主任者届

(一般則第75条、液石則第73条)

特定高圧ガス取扱主任者を選任又は解任した場合には、次の書類を添えて届け出る。

項目	内容
(1) 特定高圧ガス取扱 主任者届書	様式第36（一般則第75条関係）又は様式第35（液石則第73条関係）
(2) 経歴書（コンビ参 考様式第9号）	ア 氏名 イ 現在の部署及び役職 ウ 一般高圧ガス保安規則第73条（液化石油ガス保安規則第71条）の各号のいずれかに該当することを示す経歴等を明確にする。
(3) 免状の写し	免状が必要な選任の場合に限る。

11 危害予防規程届

(コンビ則第22条)

製造施設の変更等により危害予防規程を改定した場合には、次の書類を添えて危害予防規程の変更届出を行う。

項目	内容
(1) 危害予防規程届書	様式第13 (コンビ則第22条関係)
(2) 新旧対照表	危害予防規程の改定箇所について新旧対照表を作成し、変更箇所を明確にする。
(3) 危害予防規程	改定後の危害予防規程を添付する。

12 高圧ガス関係変更届

(川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱第49条)

次の事項に変更があったときは、高圧ガス関係変更届書 (**要綱第25号様式**) に必要な書類を添えて提出する。

項目	添付書類
(1) 法人名称	法人登記事項証明書 (履歴事項証明書)、法人登記簿抄本 (謄本)、プレスリリース又は変更内容がわかる書面
(2) 法人代表者	同上
(3) 事務所名称	同上
(4) 事務所 (本社) 所在地の変更	同上

13 高圧ガス製造設備等軽微変更報告

(川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱第47条)

独立した製造設備等 (「**6 高圧ガス製造施設軽微変更届 (3) エ**」に定める設備) を撤去する場合 (独立した製造施設を撤去する場合や処理量及び貯蔵量が増加する場合に限る) には、次の書類を添えて提出する。

項目	内容
ア 高圧ガス製造設備等軽微変更報告書	要綱第23号様式 「変更の種類」には独立した製造設備等を撤去する旨を記載する。 記載例: ○○製造施設の撤去 (○○製造施設は製造施設名称)
イ 明細書 (参考6)	撤去の理由、内容及び撤去前後の処理能力等を示した施設一覧を記載する。
ウ 事業所配置図	撤去する施設を明示する。
エ 機器配置図	撤去する機器の配置場所を明示する。
オ フローシート	撤去前後の状況がわかるようにする。
カ 機器等一覧表	撤去する機器の内、処理能力に関する機器の一覧表を添付する。

14 高圧ガス製造保安責任者等免状交付

(試験則第2条)

高圧ガス製造保安責任者等の免状交付は、高圧ガス保安協会試験センターが行っていますので、問い合わせして下さい。

問い合わせ先

高圧ガス保安協会 試験センター

郵便番号 105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル

電話 03-3436-6106 ファクシミリ 03-3436-5746

フリーダイヤル 0120-66-7966

15 事故届

(コンビ則第53条)

高圧ガス事故が発生した場合は、次の書類を作成し、速やかに届け出る。

項目	内容
(1) 事故届書	様式第37 (コンビ則第53条関係)
(2) 高圧ガス事故等調査報告書(災害)	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に定める様式(様式1)とする。必要に応じて別途明細書を添付する。
(3) 事業所平面図	発災した施設の位置及び名称を明記する。
(4) 機器配置図	発災部位を明記する。
(5) フローシート等	ア 発災箇所が特定できる次のような図面類を添付する。 (ア) フローシート (イ) アイソメ図 (ウ) P&Iダイアグラム イ 被災状況の写真

【参考】高圧ガス事故の定義について(高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(2018年3月30日制定 2023年4月1日最終改正)より抜粋)

高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱(以下「製造等」という。)中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

ただし、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

(注) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。

以下「液化石油ガス法」という。)に係る事故については、液化石油ガス事故対応要領による。

① 爆発(高圧ガス設備等(以下「設備等」という。)が爆発したものをいう。以下同じ。)

② 火災(設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。)

③ 噴出・漏えい(設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。)

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手)、開閉部(バルブ又はコック)又は可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量(石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度)であって、かつ、人的被害のない場合

2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

④ 破裂・破損等(高圧ガスにより、設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。)

⑤ 喪失・盗難(高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。)

- ⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。
- ⑦ その他

16 その他

新たに高圧ガスの製造を開始した場合、事業所を廃止した場合又は事業所の承継を行った場合は、次の届出を行う。

項目	内容
高圧ガス製造開始届書	様式第11 （コンビ則第21条関係） 製造開始後に届け出ること。
高圧ガス製造廃止届書	様式第12 （コンビ則第21条関係） 製造許可に係る許可書を返納すること。
高圧ガス製造事業 承継届書	様式第2 （コンビ則第12条関係） 承継の事実を証する書面（合併契約書の写し等）を添付すること。

17 認定高度保安実施者に係る手続き等

以下に、認定高度保安実施者における変更の特例、完成検査の特例、保安検査の特例、保安人員の選解任等及び危害予防規程の手続きについて説明する。

ここに記載がない手続きについては、目次 1 ～ 16 を参照すること。

(1) 変更の特例（コンビ則第49条の7の9）

認定高度保安実施者の変更の工事については、以下のとおり、重要な変更工事については許可（ア）、軽微な変更の工事については記録保存（イ）、その他の変更については事後届出（ウ）が必要となる。

製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事			
重要な変更	特定変更工事	許可	完成検査 必要 (記録保存)
その他の変更	「重要な変更」と 「軽微な変更」以外の工事	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更	コンビ則第14条各号の工事	記録保存 ・ 変更の内容 ・ 法第8条の技術上の基準に関する事項	完成検査 不要
製造の方法の変更・ガス種の変更			
重要な変更	ガス種の変更 常用圧力・常用温度の変更 (設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。)	許可	完成検査 不要
その他の変更	「重要な変更」と 「軽微な変更」以外の変更	事後届出	完成検査 不要
軽微な変更	常用圧力・常用温度の変更を 伴わない製造の方法の変更	記録保存 ・ 変更の内容 ・ 法第8条の技術上の基準に関する事項	完成検査 不要

ア 重要な変更

申請に必要な書類は、目次 1 高圧ガス製造施設等変更許可申請に示したものを標準とし、申請は工事着工予定の1箇月前を目途に行う。なお、大規模な改修や処理能力の変更を伴う変更、耐震設計が必要な変更等については、原則として事前に相談すること。

イ 軽微な変更

認定高度保安実施者の認定に係る製造施設の場合は、工事記録の作成・保存を行い、届出は要しない。

ウ その他の変更

認定高度保安実施者 高圧ガス製造施設等 変更届書（様式第34の7の8（コンビ則第49条の7の9関係））を用い、添付書類は目次 1 高圧ガス製造施設等変更許可申請に示したとおりとし、工事後に届け出ること。

(2) 完成検査の特例（コンビ則第49条の7の10）

認定高度保安実施者は、市長による保安検査に代わって、自ら完成検査を実施することができる。この場合、認定高度保安実施者は、完成検査の記録を作成し、保存する。（高圧ガス保安法

第39条の22、コンビ則第49条の7の10)。

なお、記録については、目次2 製造施設完成検査を参考に作成する。

(3) 保安検査の特例（コンビ則第49条の7の13）

認定高度保安実施者は、市長による保安検査に代わって、自ら保安検査を行うことができる。
この場合、認定高度保安実施者は、保安検査の記録を作成し、保存する。（高圧ガス保安法第39条の27、コンビ則第49条の7の13第6項）。

なお、記録については、目次3 保安検査を参考に作成する。

(4) 保安人員の選解任等（コンビ則第49条の7の11、第49条の7の12）

認定高度保安実施者が保安人員（保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員）の選解任を行った場合は、その旨の届出を要せず、記録を作成し、免状の写しとともに、当該記録を保存する。

※保安係員及び保安主任者の選任について、認定高度保安実施者は、製造のための施設の区分ごとに行うことを要しないが、高度な情報通信技術の活用等により、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講じることができるなど、適切な保安管理が行える方法で選任を行う必要がある（高圧ガス保安法第39条の24第1項、第39条の25第1項コンビ則第49条の7の11、第49条の7の12）。

(5) 危害予防規程（高圧ガス保安法第39条の23）

認定高度保安実施者は、危害予防規程の作成・変更したときは当該規程を保存し、目次11 危害予防規程届に基づく届出は要しないが、市長から提出を求められたときは、速やかに提出する。

参考1 変更許可申請明細書の例

1 製造施設の名称

2 変更の目的及び内容

3 工程說明

〇〇ガス製造施設は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇する施設です。

製造工程の詳細及び今回の変更箇所については、別添「製造工程書」を参照してください。

4 処理能力の増減

今回の変更により、製造施設全体で〇〇Nm³/日増加します。

(施設全体の処理能力：▲▲▲Nm³/日 ⇒ □□□Nm³/日、○○Nm³/日増)

詳細は別添「処理能力計算書」、「処理能力一覧表（新、旧）」を参照してください。

5 レイアウト（石災法に定める施設地区の配置等）

今回の変更工事は、既存施設内における工事のため、レイアウト変更はありません。

6 認定の取得状況

今回の変更工事を行う製造施設の認定取得状況は次のとおりです。

製造施設の区分 事業者の区分	自ら特定変更工事に係る 完成検査を行うことがで きる 製造施設	左記以外の製造施設
認定高度保安実施者		
認定完成検査実施者		○
特定認定事業者		
認定保安検査実施者、 自主保安高度化事業者 (認定完成検査実施者を除く)		
上記以外の事業者		

7 完成検査の方法

変更工事完了後、川崎市長による完成検査を受検します。

8 耐圧試験の方法

水を使用して常用圧力の1.5倍以上の圧力で耐圧試験を実施します。

9 耐震設計構造物

今回の変更範囲に耐震設計構造物に該当する設備はありません。

※45mm以上の配管系の内容積は、別添「配管容量計算書」を参照してください。

10 容器置場の新設・増設等

今回の申請で容器置場の面積が〇〇 m²増加します。

(△△ガス47L容器●●本増設、貯蔵量□□m³増加) 別添「機器配置図」を参照してください。

11 処理能力フロー図

別添「製造工程図」を参照してください。

12 コンビ則第5条第2号で定めるKW値の算出表

別添「KW値一覧表」を参照してください。

参考2 ガス名別ガス処理能力表の例

特定施設名	ガス名	変更前処理能力 (Nm ³ /D)	変更後処理能力 (Nm ³ /D)	増・減 (Nm ³ /D)
A施設	プロパン	100	120	20
	ブタン	100	100	0
	酸化エチレン	5,000	4,500	-500
	合計	5,200	4,720	-480

参考3 技術基準一覧表の例

号	項目	内容	本申請等における変更有	参考書類
	コンビ則第5条第1項			
2号 3号	可燃性ガスの保安距離	保安物件に対して〇〇mであって、基準値（〇〇m）以上です。		保安距離計算書
4号	毒性ガスの保安距離	境界線まで〇〇mであって、基準値（〇〇m）以上です。保安物件に対して〇〇mであって、基準値（〇〇m）以上です。		同上
5号	その他のガスの保安距離	保安物件に対して〇〇mであって、基準値（〇〇m）以上です。		同上
6号	2号～5号以外の保安距離	該当なし		—
7号	宿直施設	他の宿直施設に対し、20m以上の距離を有しています。		—
8号	境界線までの距離	事業所境界線に対し〇〇mであって、基準値（20m）以上です。		工場内配置図
9号	保安区画	区画は〇〇m ² であり、基準値（2万m ² ）以下です。		保安区画等図
10号	設備間距離及び燃焼熱量	他の区画の高圧ガス設備に対し〇〇mであって、基準値（30m）以上です。 燃焼熱量の数値は〇〇TJであって、基準値（2.5TJ）以下です。		保安区画等図 KW値算出表
11号	可燃性ガスの設備間距離	他の可燃性ガス・酸素の製造施設の高圧ガス設備に対して、基準値（5m、10m）以上です。		同上
12号 13号	貯槽	該当なし		—
14号	火気施設からの距離	製造施設から火気施設までは8m以上です。		機器配置図
15号	気密な構造	ガス設備は気密な構造です。	○	—
16号	材料	すべて法令基準に適合しています。	○	機器一覧表

号	項目	内容	本申請等における変更有	参考書類
				配管一覧表 弁類一覧表
17号 18号	耐圧気密試験	耐圧試験、気密試験を実施します。	○	—
19号	強度	強度計算を行い、すべて法令基準に適合しています。	○	機器一覧表 配管一覧表 弁類一覧表
20号	温度計等	温度計の位置はフローシートに示します。温度制御の方法は、明細書中の工程説明に示します。	○	明細書 フローシート 計装類一覧表
21号	圧力計 安全装置	圧力計、安全装置の位置はフローシートに示します。安全弁吹出量の計算は安全弁一覧表に示します。	○	フローシート 安全弁一覧表 計装類一覧表
22号	安全装置の 放出管	可燃性ガスの安全弁の放出管の位置は機器配置図に示します。毒性ガスの安全弁放出管は、除害設備に導きますが詳細は除害設備説明書に示します。	○	機器配置図 除害設備説明書
23号	基礎	基礎図に示します。	○	基礎図
24号	耐震設計	機器リストに示す機器、支持構造物及び基礎については耐震設計を行い、計算書を添付します。なお、地盤の流動化判定の結果も添付します。	○	耐震計算書 流動化判定書
25号～ 28号	特殊反応設備等	〇〇器が該当し、その安全装置を特殊反応設備等安全対策書に示します。	○	特殊反応設備 等安全対策書
29号～ 39号	貯槽	該当なし		—
41号	毒性ガス設備	毒性ガス配管の接合方法は、配管図に示します。	○	配管図
42号	二重管	二重管部分はフローシート、配管図に示します。漏洩を検知するための措置も講じています。	○	
43号 44号	貯槽の配管	該当なし		
45号	バルブの表示等	・バルブには開閉方向等を明示します。 ・バルブ等に係わる配管には、流体の種類、流れの方向を明示します。	○	—
45号	バルブの表示等	・保安上重要なバルブで通常使用しないものには、施錠封印等を行います。 ・バルブ操作に必要な照度を確保します。	○	—
46号	除害設備	除害の方法、除害能力の計算式は別に添付します。	○	除害設備説明書

号	項目	内容	本申請等における変更有	参考書類
47号	静電気除去	静電気を除去するため、接地を行います。	○	接地系統図
48号	防爆性能	高圧ガス設備に係る電気設備は、防爆構造とします。	○	—
49号	インターロック機構	明細書の工程説明の中で示します。	○	明細書
50号	保安電力	防消火設備：エンジンポンプ 冷却水ポンプ：発電装置 非常用照明：発電装置 ガス漏洩検知警報設備：蓄電池	○	防消火設備図
51号	滞留しない構造	該当なし		
52号	毒性ガス識別	「毒性ガス（液化アンモニア）製造施設」 「毒性ガス漏洩注意箇所」と記載した識別表及び危険標識を掲げます。 掲示場所は配置図に示します。	○	機器配置図
53号	ガス漏洩検知警報設備	県基準に基づき、高濃度用○台、低濃度用○台を設置します。	○	機器配置図
54号	防消火設備	散水設備は7ℓ/min/m ² の設計ですが、既設置のエンジンポンプで対応できます。		防消火設備説明書
54号の2	消火設備（特定不活性ガス）	該当なし		—
55号	ベントスタック	該当なし		—
56号	フレアースタック	既設置のNo.2スタック（高さ○○m、○○t/h）を使用します。		事務所平面図
58号～60号	充填	該当なし		—
61号	計器室	○○ガスであるため二重扉とし、また圧力を保持できる構造とします。	○	—
62号	保安用不活性ガス等	不活性ガス及びスチームの供給を受ける措置を講じています。	○	—
63号	通報設備	構内電話、ページング、構内放送設備を設置します。構内電話の位置は図に示します。	○	事業所平面図
64号	貯槽の沈下	該当なし		—
65号	容器置場	該当なし		—
コンビ則第5条第2項				
1号	安全弁止め弁	・安全弁止め弁は、常に全開とします。 ・施錠、封印を行います。	○	—
2号	充填	該当なし		—

号	項目	内容	本申請等における変更有	参考書類
3号				
4号	エアゾール	該当なし		—
5号	点検	使用の開始時及び終了時その他1日に2回、製造設備の作動状況を点検し、異常の有無を確認します。		—
6号	修理等	法令基準に従います。		—
7号	バルブ操作	バルブ操作には基準に従ったハンドル廻しを使用し、バルブに過大な力をかけません。		—
8号	容器置場	該当なし		—

参考4 機器等一覧表の例

(1) 機器一覧表の例

設置地区	機器番号	機器名称	基数	ガス設備	高圧ガス設備			流体名称	内容積 (m ³)	型式	寸法 内径 板厚 長さ 能力等 (mm)	材質	設計		常用		計装設備			安全装置	製造者	製造年月
					特定設備	認定品等	その他						温度 (℃)	圧力 (MPa)	温度 (℃)	圧力 (MPa)	温度計	圧力計	液面計			
A地区 (2階)	PV-20n・b	LPG供給 ポンプ	2			○		プロパン プロピレン	—	往復動	0.5m ³ /min 1kW	FCD-50	0～ 350	4.0	0～ 40	1.8	TI	PG	—	SV	A社	94.03
A地区 (地上)	D-121	LPG 移送槽	1		○			プロパン プロピレン	—	堅置 円筒	1500×2500× 18	SM50B	0～ 65	1.8	35	1.4	—	—	LIC LHA LLA	SV	B社	93.11
A地区 (3階)	F-3A・B	凝縮器	2		○			冷却水	—	横形 多管式	11800×8000× 13	SM41B	66	0.7	45	0.18	TI	PG	—	—	C社	93.12
								プロパン プロピレン			19.0×6000× 1.6	SUS316TB	110	4.1	52	3.0						

(2) 弁類一覧表の例

弁記号	流体名称	設計		常用		弁の種類	呼び径	材質	認定品等の有無	製造者
		温度(℃)	圧力(MPa)	温度(℃)	圧力(MPa)					
V-101	エチレン	-10～350	50以下	50	10	仕切弁	1・1/2～8	SC49	有	A社
V-102	エチレン	-10～350	50以下	50	10	逆止弁	1/2～2	S28C	有	A社
V-103	エチレン	-10～350	50以下	50	10	仕切弁	1・1/2～8	SC49	有	A社

(3) 配管一覧表の例

流体名称	LPG
材質	STPG370S
スケジュール番号	80
計算式 〔肉厚に対する外径 の比が1.5以下〕	$t = \frac{P D_o}{2 \sigma_a \eta} + 0.8P$
許容引張応力	$\sigma_a = 92 \text{ N/mm}^2$
溶接効率	$\eta = 1$
備考	

配管記号	呼び径(B)	設計		常用		外径(D)	実肉厚(mm)	計算肉厚(t)	認定品等の有無
		温度(℃)	圧力(MPa)	温度(℃)	圧力(MPa)				
A1	1/2	-10～100	2.0	40	1.6	21.7	3.2	0.23	無
A2	3/4	-10～100	2.0	40	1.6	27.2	3.4	0.28	有

(4) 計装類一覧表の例

種別	機器番号	流体名称	設計		常用		型式	材質	認定品等の有無	製造者
			温度(℃)	圧力(MPa)	温度(℃)	圧力(MPa)				
圧力計	PG-1	水素	-10～100	2.0	40	1.6	ブルドン管式	SUS304	無	A社
流量計	LG-1	水素	-10～100	2.0	40	1.6	コリオリ式	SCS13A	有	B社

参考5 定期自主検査などにおいて発見された欠陥について行う溶接補修工事の取り扱いについて

定期自主検査などに伴う内部開放検査及び外部検査（目視検査及び非破壊検査）により発見された腐食、減肉及びワレ等の欠陥に対して行う肉盛補修工事については、保安検査などにおいて工事内容を確認します。

1 保安検査などにおいて工事内容を確認する例

- (1) 開放検査に伴って、内部非破壊検査等により発見された欠陥についての溶接補修工事
- (2) 高圧ガス設備の外表面腐食に伴う肉盛補修のための溶接補修工事
- (3) クラッド鋼を使用している高圧ガス設備のクラッド部分の溶接補修工事
- (4) 高圧ガス設備の外表面に取り付けられている付属品（ラダー及びステージ等）の高圧ガス設備との取り付け溶接部分の補修工事
- (5) シェル&チューブ式熱交換器等について、耐圧性能確保を目的としてチューブと管板を溶接している部分の溶接補修工事

ただし、次の場合は、変更許可申請や事前の協議が必要なのでに相談してください。

ア 事故の発生に基づき溶接補修工事を行う場合

イ 減肉、亀裂が設備を貫通した場合

ウ 高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施要領（平成20年神奈川県工業保安課）に示されている溶接補修に関する基準例及びWES 7700 圧力設備の溶接補修規格群（一般社団法人 日本溶接協会）によらない溶接補修工事を行う場合

エ 上記のほか、欠陥の程度（発生位置、種類、深さ及び長さ）により、設備の運転中における環境（内部流体による腐食及びワレ等を発生させる環境若しくは外表面腐食を発生させる環境等）を勘案して、発生した欠陥の原因を究明し、必要な対策を講じることが必要と判断される場合

2 保安検査などにおいての確認内容

- (1) 溶接補修工事を必要と判断される欠陥の情報

ア 欠陥の発生場所

事業所において管理する板割をもとに欠陥の発生場所を図示する。

イ 欠陥の種類、長さ及び深さ（Gr除去後の深さ）

ウ 必要最小板厚及びGr除去後の板厚の必要最小板厚に対する不足肉厚

- (2) 溶接補修工事の方法及び補修後の検査方法

ア 溶接補修工事を行う範囲

イ 溶接補修工事の方法及び検査方法

溶接補修工事の方法は、事業所において策定した溶接補修要領の添付でよい。また検査方法とは、溶接補修工事前後における目視検査、非破壊検査、耐圧試験及び気密試験等のことをいい、耐圧試験の実施は、原則として、保安検査基準に規定される6点法により実施の有無を判断することとし、耐震設計構造物の耐圧試験及び気密試験において通常の運転状態における高圧ガスの重量を超える水等の液体又は不活性ガスを満たそうとする場合は、例示基準に基づいて講ずる措置を記載する。

なお、県高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施要領中溶接補修例等に従って溶接補修工事及び検査を行う場合は、例えば、「県高圧ガス貯槽開放検査周期延長評価実施要領中の溶接補修に関する基準例に従って実施する」などの記載としてよい。

(3) 溶接補修工事後の内容

- (1) 耐圧・気密試験結果及び検査写真

結果は、**コンビ参考様式第1-3号**若しくはこれと同様の書式に取りまとめてください。

- (2) 非破壊検査の記録

結果は、**コンビ参考様式第1-4号**から**コンビ参考様式第1-8号**まで、又はこれらと同様の書式に取りまとめてください。

参考6 軽微変更届明細書の例

明 細 書

1 対象施設

〇〇ガス製造施設

<認定の取得状況>

製造施設の区分 事業者の区分	自ら特定変更工事に係る 完成検査を行うことができる 製造施設	左記以外の製造施設
認定高度保安実施者	記録保存	
認定完成検査実施者		○
特定認定事業者		
認定保安検査実施者、 自主保安高度化事業者 (認定完成検査実施者を除く)		
上記以外の事業者		

2 変更の目的及び内容

〇〇ガス製造施設において使用している手動弁が老朽化したため、同仕様（同形状・同材質）の弁（認定品）への取替えを行いました。

3 軽微変更の根拠

該 当	根拠	変更内容
○	コンビ則 14条1号	高圧ガス設備（認定品等又は保安上支障のないもの）の取替え（処理能力 変更無し）
	〃 1の2号	特定設備の部品の取替え（保安上特段支障のないもの）
	〃 1の3号	高圧ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高圧ガス設備の設置に限 る。）及び撤去
	〃 2号	ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更工事
	〃 3号	ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更工事
	〃 4号	製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事 （認定高度保安実施者の場合は、認定に係る製造施設の処理能力の変更が 伴うものを除く。）
	〃 4の2号	コンビ則17条2号の変更工事により追加された製造施設における変更工事 で保安上特段の支障のないもの（認定高度保安実施者の場合は、認定に係 る製造施設の処理能力の変更が伴うものを除く。）
	〃 5号	試験研究施設における変更工事（処理能力変更無し、経済産業大臣が認めたも の）
	〃 6号	認定完成検査実施者及び認定高度保安実施者が自ら完成検査を行うことが できる製造施設において行う特定設備（設計圧力30Mpa以上のものを除 く。）の管台の取替え工事
	〃 7号	特定認定事業又は特定認定高度保安実施者が自ら完成検査を行うことがで きる製造施設において行う
	イ	特定設備の管台の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）
	ロ	特定設備の取替え工事（同等以上の性能を有するもの）

	ハ	特定設備の変更工事（保安上特段の支障のないもの）
	ニ	高圧ガス設備（配管・バルブ・継手・附属機器類）の変更の工事
	〃 8号	認定完成・保安検査実施者、認定高度保安実施者、自主保安高度化事業者が行う工事であって
	イ	高圧ガス設備（特定設備を除く。）（認定品等又は保安上支障のないもの）への変更工事（処理能力変更無し）
	ロ	高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更工事（配管・バルブ・継手⇔配管・バルブ・継手に限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）で、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの
	ハ	ガス設備（特定設備を除く。）の取替え工事

4 処理能力の増減

今回の変更において処理能力の変更はありません。

5 耐震設計構造物

今回の変更範囲に耐震設計構造物に該当する設備はありません。

※45mm以上の配管系の内容積は、別添「配管容量計算書」を参照してください。